

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置

に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)要旨

本承認案件は、消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るとする、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめの趣旨を受けて、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政局所在府県以外の各都府県に、地方農政局の分掌機関として地方農政事務所を設置し、その位置は各都府県庁所在地とともに、地方農政局の置かれていない北海道については、本省直轄の北海道農政事務所を設置し、その位置は札幌市とするものである。